平成２８年（フ）第１１５号
神戸市北区山田町小部字妙賀10番地の８
破産者　株式会社ｉｉ－Ｓｕｍａｉ
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２９号
神戸市中央区相生町５丁目17番２号木下ビル22号
破産者　ＹＥＬＬＯＷ　ＬＩＦＥ合同会社
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７９号
（最後の住所）和歌山市紀三井寺83番地28
破産者　被相続人亡岡垣内秀一相続財産
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４４４号
横浜市神奈川区三ツ沢下町18番31号
破産者　株式会社アーバンコーポレーション
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９号
富山市花園町３丁目６番22号
破産者　株式会社創プランニング
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５号
佐賀県武雄市武雄町富岡11507－１　ディアジョンハウス１階103号室、住民票上の住所佐賀県唐津市相知町佐里1071番地３
破産者　青木　　豊
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第４２号
佐賀県唐津市山田2792番地１
破産者　有限会社ミヤワ運送
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１２０号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原257番地
破産者　小宮山克美
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区18棟504号、旧住所埼玉県羽生市大字中岩瀬515番地２
破産者　岡村　　武
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０９号
神戸市須磨区北落合５丁目１番327―102号、従前の住所神戸市須磨区白川台２丁目45番地の２　白川台住宅６―401号
破産者　松下　圭一
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０４号
札幌市厚別区厚別東４条２丁目２番１―507号
破産者　横山　艶子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６号
宮城県柴田郡村田町大字足立字漆坊47番地１
破産者　佐藤　英夫
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４７号
宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字上町71番地１
破産者　高橋　廣樹
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第４８号
宮城県柴田郡柴田町大字本船迫字上町71番地１
破産者　高橋むつ子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第５２号
宮城県角田市角田字中島下346番地１　東
破産者　小野　育子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第２７６号
群馬県渋川市伊香保町伊香保449番地125
破産者　野村　　博
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７７号
群馬県渋川市伊香保町伊香保449番地125
破産者　野村やす子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５３３号
埼玉県狭山市入間川２丁目５番29号　日神パレス狭山109
破産者　布川　幸治
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５１号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目23番地14
破産者　杉山　喜將
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部